

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
093-331-6395(交通部安全対策課)



海上保安制度創設70周年

BACKNUMBER

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anken_report/

第140号 平成30年2月号

操業中も見張りを厳重に！

【事件事例】

漁船 A 丸は、事故当日の午前 7 時頃、係留中の漁港を船長 1 名乗組みで出港し、午前 8 時頃からひき縄釣り漁を開始しました。



10 時 20 分頃、約 2 ノットで操業中、自船のレーダーで、自船の針路左舷側に数隻の映像を認めましたが、自船が海上衝突予防法上の保持船であることから、左舷側の船が避けるだろうと、目視で航行船を確認することなく、そのまま操業を続けていたところ、左舷側から接近して来た B 丸を衝突直前で認めたため、直ぐに後進をかけましたが、間に合わず、船首左舷側手摺りと B 丸の右舷側が衝突しました。

～事故からの教訓～

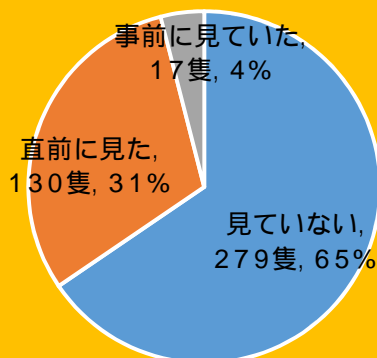
操業中でも周囲の見張りを厳重に行いましょう！
操業中、自船に向かってくる船がいれば、早目に機関を起動して、いつでも避航できるよう心がけましょう！
(相手は見えていないかもしれません！！)



衝突・乗揚事故の主な原因は見張り不十分！！



衝突・乗揚時の見張りの状況



グラフは 2007 年から 2016 年までに七管区内で発生した漁船の衝突・乗揚事故で、見張りの状況を示したものです。

発生件数 426 隻のうち半数以上の 279 隻、65%が「事故発生まで見ていない」(見張り不十分)状況であり、主な事故の原因と考えられます。

発航前点検等の励行！！

ようやく寒い季節も終わりを告げつつある今日この頃、これから気候もよくなり、マリンレジャーの季節がやってきます。事故を起こさず楽しくレジャーができるように次の「重点事項」に力を入れて事故防止に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。特に冬の間、使用していないエンジンは入念に手入れを行ってください。

重点事項

○発航前点検の徹底

- ・発航（出航）する前には、必ず船体・機関の点検を行ってください。

○燃料欠乏の防止

- ・発航（出航）する前には、必ず燃料・潤滑油の残量を確認してください。

○バッテリー過放電の防止

- ・機関を停止させたまま魚探や航海計器等を使用しないようにしてください。

以下の3つの事項を実践して、自船の安全を確保しましょう！

自船の安全確保3か条

1. 発航前、機関や燃料等の点検の実施

発航前は、船体とエンジン周り、燃料の量、バッテリーの状態を確認するとともに、最新の気象・水路情報等を入手しましょう！

2. 航行時、常時見張りの徹底

航行時は、他の船舶の動向や浅瀬・定置網などの周囲の水域の状況を継続して把握する必要があることから、常時適切な見張りを実施しましょう！

3. 故障時に備え、救助支援者の確保

事故で最も多いのが機関故障。発航する際は、万が一の機関故障の発生に備え、仲間の船やマリナー等の救助艇による救助体制をあらかじめ確保しておきましょう！ また、併せて入港時刻等を家族やマリナー等へ連絡しておきましょう！

平成30年11月1日をもって、灯台150周年を迎えます。

